



三重県公報

平成31年4月12日(金)

第 3099 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| (番号) | (題 名) | (担当) | (頁) |
|------------|------------------------------------|------------------|-----|
| 規 則 | | | |
| 35 | 三重県建設工事執行規則の一部を改正する規則 | (建設業課) | 2 |
| 告 示 | | | |
| 235 | 地方自治法施行令第158条第1項の規定による販売代金の収納事務の委託 | (国際戦略課) | 2 |
| 236 | 総合特別区域法の規定による指定法人の指定の変更 | (ものづくり・イノベーション課) | 2 |
| 237 | 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出 | (中小企業・サービス産業振興課) | 2 |
| 238 | 大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要 | (同) | 5 |
| 239 | 道路の区域変更及びその関係図面の縦覧 | (道路管理課) | 6 |
| 240 | 道路の供用開始及びその関係図面の縦覧 | (同) | 7 |
| 241 | 港湾法の規定による放置等禁止区域及び放置等禁止物件の指定 | (港湾・海岸課) | 7 |
| 公 告 | | | |
| | 土地改良区役員の退任及び就任の届出 | (農地調整課) | 7 |
| | 同件 | (同) | 8 |
| | 同件 | (同) | 8 |
| | 同件 | (同) | 8 |
| | 同件 | (同) | 9 |
| | 土地改良区の定款変更の認可 | (同) | 10 |
| | 都市計画の図書の写しの縦覧 | (都市政策課) | 10 |

規 則

三重県建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布します。
平成三十一年四月十二日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第三十五号

三重県建設工事執行規則の一部を改正する規則
三重県建設工事執行規則（昭和三十九年三重県規則第十六号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|-------------------------------|
| <p>第十一条（略） （最低制限価格）</p> <p>第十二条 工事の契約に係る競争入札における最低制限価格は、会計規則第六十六条第二項の規定にかかわらず、予定価格の十分の七以上の範囲で設ける価格とする。</p> <p>第十三条（略）</p> | <p>第十一条（略）</p> <p>第十二条（略）</p> |

附 則

- 1 この規則は、平成三十一年六月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の三重県建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては適用しない。

告 示

三重県告示第 235 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、販売委託業務の販売代金収納事務を次のとおり委託します。
平成 31 年 4 月 12 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 委託先
大阪府大阪市天王寺区上本町 6 丁目 5 番 13 号
株式会社近鉄リテーリング 代表取締役社長 芳野 彰夫
- 2 委託期間
平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 236 号

総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）第 26 条第 1 項の規定により指定した指定法人について、次のとおり変更がありました。
平成 31 年 4 月 12 日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 指定年月日 | 指定有効期限 | |
|-----------|---------------|------------------|--------|------------------|
| | | | 変更前 | 平成 31 年 3 月 31 日 |
| 株式会社南条製作所 | 鈴鹿市広瀬町 877 番地 | 平成 29 年 4 月 26 日 | 変更後 | 平成 32 年 3 月 31 日 |

三重県告示第 237 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 31 年 4 月 12 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタ桑名店

桑名市中央町三丁目 21 番地ほか 5 筆

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

| 氏名又は名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|-------------------|---------------------------|---------|
| ユニー株式会社 | 愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地 | 佐古 則男 |
| 株式会社川スミ | 桑名市大字星川字十二 842 番地 8 | 川澄 一夫 |
| 有限会社新光堂書店 | 桑名市市田町 22 番地 | 佐藤 治 |
| 株式会社プラザクリエイト | 東京都千代田区五番町 1 番地 | 大島 康広 |
| 株式会社るなぱあく | 桑名市大字江場 1391 番地 | 佐藤 詔英 |
| 白ハト食品工業株式会社 | 大阪府守口市京阪本通一丁目 4 番 10 号 | 永尾 和俊 |
| 株式会社徳波 | 愛知県名古屋市長徳区河岸一丁目 9 番 7 号 | 林 繁文 |
| 株式会社日本一 | 千葉県野田市目吹 1965 番地 | 染谷 幸雄 |
| 有限会社茶茂 | 桑名市京町 41 番地 | 伊藤 博章 |
| 株式会社小川珈琲クリエイツ | 京都府京都市右京区西京極北庄境町 19 番地 | 小川 秀明 |
| 株式会社総本家貝新 | 桑名市大字小貝須 1555 番地 | 水谷 新左衛門 |
| 株式会社スイートスタイル | 愛知県名古屋市長区黒川本通二丁目 46 番地 | 目黒 誠一 |
| ダイリキ株式会社 | 大阪府大阪市西区新町一丁目 27 番 9 号 | 高橋 真二 |
| 株式会社ムカイ | 静岡県静岡市中野新田 125 番の 1 | 向井 正太郎 |
| 株式会社三貴 | 東京都台東区浅草橋五丁目 25 番 10 号 | 木村 和巨 |
| 株式会社チヨダ | 東京都杉並区成田東四丁目 39 番 8 号 | 舟橋 政男 |
| 株式会社パレモ | 愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地 | 小田 保則 |
| 株式会社モリエ | 愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地 | 中川 秀夫 |
| 有限会社グリーンハウス | 桑名市東方 1601 番地 8 | 林 京子 |
| 株式会社ファッションヤマグチ | 愛知県一宮市せんい一丁目 9 番 3 号 | 山口 浩一 |
| 株式会社オッジ・インターナショナル | 大阪府大阪市中央区備後町三丁目 1 番 6 号 | 安井 武昌 |
| 有限会社シャルル | 愛知県弥富市鯛浦南前新田 123 番地 | 間瀬 誠 |
| 株式会社ポニー | 愛知県名古屋市長区道徳新町六丁目 58 番地 | 森 喜代仁 |
| 株式会社セリア | 岐阜県大垣市外渕二丁目 38 番地 | 河合 宏光 |
| 株式会社さが美 | 神奈川県横浜市港南区下永谷六丁目 2 番 11 号 | 小野山 晴夫 |
| 株式会社桑名百貨店 | 桑名市三ツ矢橋 20 番地 | 早川 昇志 |
| 株式会社いわたや | 桑名市三ツ矢橋 17 番地 | 岩田 英一郎 |
| 有限会社ポケット | 愛知県安城市小堤町 4 番 34 号 | 廣村 欣也 |
| 株式会社ブランドメゾン | 愛知県名古屋市長区大曾根三丁目 8 番 19 号 | 安山 克義 |

| | | |
|-------------|-------------------|-------|
| 株式会社ユニフード | 愛知県稲沢市天池五反田町1番地 | 鶴居 雅彦 |
| 株式会社サンリフォーム | 愛知県稲沢市天池五反田町1番地 | 馬場 章夫 |
| 浮野 淳 | 愛知県名古屋守山区野萩町1番23号 | — |

(変更後)

| 氏名又は名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|-------------------|-----------------------|---------|
| ユニー株式会社 | 愛知県稲沢市天池五反田町1番地 | 大原 孝治 |
| 株式会社川スミ | 愛知県弥富市鯛浦町南前新田215 | 川澄 幸司 |
| 有限会社新光堂書店 | 桑名市市田町22番地 | 佐藤 治 |
| 株式会社プラザクリエイト | 東京都中央区晴海一丁目8番10号 | 大島 康広 |
| 株式会社るなばあく | 桑名市大字江場1391番地 | 佐藤 栄聡 |
| 白ハト食品工業株式会社 | 大阪府守口市京阪本通一丁目4番10号 | 永尾 俊一 |
| 株式会社日本一 | 千葉県野田市目吹1965番地 | 染谷 幸雄 |
| 有限会社茶茂 | 桑名市京町41番地 | 伊藤 博章 |
| 株式会社小川珈琲クリエイツ | 京都府京都市右京区西京極北庄境町19番地 | 小川 秀明 |
| 株式会社総本家貝新 | 桑名市大字小貝須1555番地 | 水谷 新左衛門 |
| 株式会社スイートスタイル | 東京都中央区日本橋小舟町7番2号 | 渡邊 雅人 |
| ダイリキ株式会社 | 大阪府大阪市西区新町一丁目27番9号 | 高橋 淳 |
| 株式会社ムカイ | 静岡県静岡市駿河区中野新田125番の1 | 向井 正太郎 |
| 株式会社チヨダ | 東京都杉並区荻窪四丁目30番16号 | 舟橋 浩司 |
| パレモホールディングス株式会社 | 愛知県稲沢市天池五反田町1番地 | 吉田 馨 |
| 株式会社モリエ | 愛知県稲沢市天池五反田町1番地 | 内野 伸彦 |
| 有限会社グリーンハウス | 桑名市東方1601番地8 | 林 京子 |
| 株式会社ファッションヤマグチ | 愛知県一宮市せんい一丁目9番3号 | 山口 浩一 |
| 株式会社オッジ・インターナショナル | 大阪府大阪市中央区備後町三丁目1番6号 | 安井 武昌 |
| 株式会社セリア | 岐阜県大垣市外渚二丁目38番地 | 河合 映治 |
| 株式会社さが美 | 神奈川県平塚市田村八丁目21番9号 | 西脇 秀雄 |
| 株式会社桑名百貨店 | 桑名市三ツ矢橋20番地 | 早川 昇志 |
| 株式会社いわたや | 桑名市三ツ矢橋17番地 | 岩田 英一郎 |
| 有限会社ポケット | 愛知県安城市小堤町4番34号 | 廣村 竜宏 |
| 株式会社ブランドメゾン | 愛知県名古屋市中区大須三丁目37番46号 | 安山 克義 |
| 株式会社サンリフォーム | 愛知県稲沢市天池五反田町1番地 | 服部 剛之 |
| 浮野 淳 | 愛知県名古屋守山区野萩町1番23号 | — |
| 株式会社キング | 京都府京都市下京区東塩小路高倉町2-1 | 山田 幸雄 |
| 藤久株式会社 | 愛知県名古屋市中区東区高社一丁目210番地 | 後藤 薫徳 |
| 株式会社おにぎりの桃太郎 | 四日市市久保田1-6-54 | 上田 輝一 |
| クールカレアン株式会社 | 東京都品川区西五反田町二丁目7番12号 | 堀内 一夫 |

3 変更年月日

平成31年1月4日

4 変更理由

小売業者の店舗名称、代表者及び住所の変更並びに入退店のため

5 届出の日

平成31年4月1日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成31年4月12日から同年8月13日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第238号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

平成31年4月12日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）イオンタウン四日市泊

四日市市泊小柳町2番6ほか5筆

2 四日市市から聴取した意見

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

ア 店舗近隣には、日永小学校、泊山小学校、河原田小学校、南中学校、港中学校等があり、児童生徒の通学路の一部と日常生活の行動範囲が、来客車両経路及び業者車両経路と重複している。については、来客及び業者に対して、車両にて走行する際の安全確保を十分に行うこと。

イ 当該店舗の立地に伴い、地点1（日永五南交差点）、地点3（泊町交差点）、地点5（泊小柳町交差点）、地点7（仮称イーテック南西交差点）等の交差点において、交差点解析結果からも交通混雑が予想されるため、信号現示や滞留長等について公安委員会等とも十分に協議及び調整を行い、交通混雑及び交差点の安全対策に対する対応を図ること。

ウ 国道1号や県道宮妻峡線については、日常的に交通量が多く、特に国道1号では、平成27年度全国道路・街路交通情勢調査において、混雑度（※）が1.77となっており、本市においても公共交通機関の利用促進に積極的に取り組んでいることから、利用者にあすなろう鉄道等の公共交通機関の利用促進を促すよう十分な配慮をすること。

（※）現道の交通状況を評価する指標となっており、一般的に数値が1.75を超えると慢性的な渋滞であることを示している。

エ 開店時や週末等の繁忙期においては、各出入口や店舗内駐車場の混雑により、周辺道路への交通影響を招くことが想定されるため、交通整理員等による十分な対応を図ること。また、上記期間以外でも交通混雑が生じる場合には、その状況等を鑑みて十分な対応を図ること。

オ 当該地東面に面する出入口より、店舗に出入りする車両については、市道泊大治田線の歩道を横断することになるため、当該地に隣接して海星中学校・高等学校が立地していることも踏まえ、歩行者及び自転車への安全対策について十分な配慮をすること。

カ 出入口2、出入口3及び出入口4からの右折による退店について、市道泊大治田線の交通状況によっては店舗内等で交通が滞留し、周辺道路への交通影響を招くことも想定されるため、必要に応じて交通整理員等による十分な対応を図ること。

キ 出入口6からの右折による入退店について、市道泊小柳1号線の交通状況によっては交通が滞留し、周辺道路への交通影響を招くことも想定されるため、必要に応じて交通整理員等による十分な対応を図ること。

ク 従業員及び業務用駐車場について、来客用駐車場と共有しているが、ピーク時の業務状況等を勘案しつつ、必要な駐車台数を追加検討すること。

ケ 道路法（昭和27年法律第180号）第24条及び第32条に基づく工事を実施する際には、四日市市都市整備部道路管理課にて手続を行うこと。

コ 道路法第95条の2に伴う資料は、店舗設置者にて用意し、四日市市都市整備部道路管理課に提出すること。

サ 工事車両及び資材を置く場所を確保し、周辺道路の交通障害にならないよう配慮すること。また、交通障害が発生する時は所管警察署と協議を行い指示に従うこと。

シ 店舗設置工事により、道路を損傷した際には、速やかに補修又は修繕を行うこと。

(2) 騒音の発生に係る事項

ア 来店車両、搬入車両等のアイドリング禁止等を徹底し、駐車場から発生する排ガス及び騒音の軽減に努めること。

イ 搬入車両の入庫作業及び荷さばきは、早朝又は深夜に行わないこと。

ウ 実際に苦情が発生した際には、真摯に対応を行うこと。

エ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）及び三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年三重県条例第 7 号）の騒音及び振動関係の届出が必要な場合、当該敷地境界で規制基準を遵守するとともに、規制基準を超過するおそれがある場合には、規制基準値以下となるよう対策をとること。

(3) 廃棄物に係る事項

ア 事業活動によって生じた廃棄物は、事業者自らの責任において、適正に処理すること。

イ 四日市市クリーンセンターへ搬入できる廃棄物は一般廃棄物のみであり、搬入する場合は、廃棄物搬入許可申請の必要の有無について、あらかじめ四日市市環境部生活環境課廃棄物対策室に確認すること。

(4) その他の事項

ア 青少年の健全育成に理解及び協力をする事。

イ 四日市市子ども未来部子ども未来課青少年育成室の補導員等が街頭パトロール巡回を行う際には、理解及び協力をする事。

ウ 環境関連法令等に該当する施設を設置する場合には、事前に届出が必要となるため、あらかじめ四日市市環境部環境保全課と協議すること。

エ 周辺住民の日常生活に支障をきたさないよう、当該出店変更計画については、周辺の地元自治会をはじめ、地域住民に広く周知すること。また、この計画により周辺住民の生活において生じると考えられる諸問題等については、早急に対応策を地元と協議しその解決を図ること。

オ 店舗近隣には、日永小学校、泊山小学校、河原田小学校、南中学校、港中学校等がある。児童生徒が店舗内を徘徊したり、夜間を中心に集まったりする可能性がある。については、周辺校及び四日市市子ども未来部子ども未来課青少年育成室が実施する補導等、青少年非行防止について協力するとともに、積極的に警察へ通報すること。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

平成 31 年 4 月 12 日から同年 5 月 13 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 239 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 31 年 4 月 12 日

三重県知事 鈴木英敬

第 1

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 365 号

3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|---|------|------------|---------|
| 東員町大字長深字塩辛 1699 番 1 地先 から 東員町大字長深字塚田 200 番 1 地先 まで | 旧 | 8.00～18.00 | 120.00 |

第 2

1 道路の種類 県道

2 路線名 青山美杉線

3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|--|------|------------|---------|
| 津市美杉町八知字深ノ口 2248 番 1 地先 から 津市美杉町八知字深ノ口 2246 番 1 地先 まで | 旧 | 4.00～10.40 | 52.00 |
| | 新 | 3.70～4.90 | 52.00 |

第 3

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 165号

3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|--------------------------|------|-------------|---------|
| 名張市安部田字宝殿ノ本 2037 番 1 地先内 | 旧 | 12.38~12.60 | 9.26 |
| | 新 | 12.38~14.50 | 9.26 |

三重県告示第 240 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 31 年 4 月 12 日

三重県知事 鈴木英敬

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|--------------|---|------------------|
| 県道 上稲葉羽野線 | 津市稲葉町字中山 2289 番 2 地先 から 津市稲葉町字茶屋 2287 番地先 まで | 平成 31 年 4 月 12 日 |
| 県道 上稲葉羽野線 | 津市稲葉町字稲初垣内 862 番地先 から 津市稲葉町字稲初垣内 901 番 3 地先 まで | 平成 31 年 4 月 12 日 |

三重県告示第 241 号

港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 37 条の 11 第 1 項の規定により、次のとおり宇治山田港に放置等禁止区域及び放置等禁止物件を指定します。

平成 31 年 4 月 12 日

宇治山田港港湾管理者の長

三重県知事 鈴木英敬

1 指定区域の範囲

三重県伊勢市一色町地先（一色町地先船だまり）

2 指定物件

船舶及び係留施設等工作物

3 指定に係る図書

指定の範囲を示す図面については、三重県県土整備部港湾・海岸課及び三重県伊勢建設事務所に備え置いて縦覧に供し、指定区域周辺に関係文書を掲示します。

4 適用の日

平成 31 年 4 月 12 日（金）

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 31 年 4 月 12 日

三重県知事 鈴木英敬

八王子土地改良区（四日市市八王子町 260 番地 1）

退任理事

四日市市波木町 1982-64

〃 笹川五丁目 59

〃 八王子町 385

〃 〃 27-1

〃 〃 323-1

〃 〃 448-1

小林 勝 則

小林 健 雄

西 中 保

山 下 昭 彦

豊 田 一 男

榊 英 雅

退任監事

四日市市八王子町 1370-1

小 林 利 春

| | |
|--------------------|-------|
| 四日市市八王子町 2120-1 | 豊田 誠一 |
| 就任理事 | |
| 四日市市波木町 1982 番地 64 | 小林 勝則 |
| 〃 笹川五丁目 59 番地 | 小林 健雄 |
| 〃 八王子町 2056 番地 2 | 吉田 貞治 |
| 〃 〃 385 番地 | 西中 保 |
| 〃 〃 27 番地 1 | 山下 昭彦 |
| 〃 〃 448 番地 1 | 榑 英雅 |
| 就任監事 | |
| 四日市市八王子町 1370 番地 1 | 小林 利春 |
| 〃 〃 2120 番地 1 | 豊田 誠一 |

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 31 年 4 月 12 日

三重県知事 鈴木 英 敬

菰野町土地改良区（三重郡菰野町大字菰野 2074 番地 1）

退任理事

三重郡菰野町大字田光 2127 番地

諸岡 幹 忠

就任理事

三重郡菰野町大字田光 977 番地

諸岡 勲

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 31 年 4 月 12 日

三重県知事 鈴木 英 敬

伊倉津井土地改良区（津市雲出伊倉津町 1112 番地 3）

退任監事

津市雲出伊倉津町 999

大西 満

〃 〃 555

田中 務

就任監事

津市雲出伊倉津町 999

大西 満

〃 〃 555

田中 務

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 31 年 4 月 12 日

三重県知事 鈴木 英 敬

井生土地改良区（津市一志町井生 1385 番地）

退任理事

津市一志町井生 1385 番地

中山 和裕

〃 〃 1983 番地

伊勢野 高史

〃 〃 1313 番地

浜口 弘行

〃 〃 1058 番地 3

海野 克司

〃 〃 1350 番地

青木 尚則

〃 〃 2373 番地

近坂 守

〃 〃 2347 番地 2

藤岡 博

〃 〃 1888 番地

杉山 功

〃 〃 1951 番地

田中 司

〃 〃 1908 番地

稲垣 隆司

退任監事

津市一志町井生 106 番地
 " " 1553 番地

伊勢野 久 好
 青 木 一 己

就任理事

津市一志町井生 1385 番地
 " " 2339 番地
 " " 1553 番地
 " " 1365 番地
 " " 1171 番地
 " " 2345 番地
 " " 1903 番地
 " " 2366 番地 2
 " " 1884 番地
 " " 1838 番地 2

中 山 和 裕
 森 川 清
 青 木 一 己
 田 中 正 和
 田 中 久 文
 斉 藤 暢 久
 田 中 元
 伊勢野 光 弘
 松 岡 真 也
 藪 内 伸 介

就任監事

津市一志町井生 1874 番地
 " " 1353 番地 3

海 野 繁 文
 中 山 幸 則

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 31 年 4 月 12 日

三重県知事 鈴木 英 敬

御浜土地改良区（南牟婁郡御浜町大字下市木 919 番地 10）

退任理事

南牟婁郡御浜町大字引作 248-2
 " " 大字下市木 4673
 " " " 2626-1
 " " 大字阿田和 6071
 " 紀宝町井田 1290-17
 " 御浜町大字下市木 2079-7
 " " " 2121-4
 " " " 2676-1-1
 " " " 4015-6
 " " " 3826-1
 " " 大字神木 394
 " " " 2076
 " " 大字下市木 3814-3
 " " " 3618
 " " 大字阿田和 6120-1
 " 紀宝町鶴殿 324

裏 章 弘
 濱 口 幸 喜
 中 村 重 信
 古 川 信 義
 阪 口 隆 曠
 下 岡 久
 赤 根 欣 也
 檜 作 信 也
 渡 辺 勝
 瀬 古 敦 之
 杉 本 賢
 新 家 孝 夫
 瀬 古 勝 康
 杉 浦 由 直
 大 畑 覚
 西 田 健

退任監事

南牟婁郡御浜町大字阿田和 5212-1
 " " " 4851-1
 " 紀宝町鶴殿 2073-12

東 光 洋
 南 木 甫 久
 仲 雅 己

就任理事

南牟婁郡紀宝町井田 1869-14
 " 御浜町大字下市木 4673
 " " " 2626-1
 " " 大字阿田和 1746
 " " " 4626

阪 口 顕 太
 濱 口 幸 喜
 中 村 重 信
 葛 城 浩 生
 古 川 昭 義

| | |
|-------------------------|---------|
| 南牟婁郡御浜町大字下市木 924-1 | 尾 畑 仁 実 |
| " " " 4048-3 | 瀬 古 博 文 |
| " " " 2676-1-1 | 檜 作 信 也 |
| " " 大字上市木 1825-4 | 上 西 政 敏 |
| " " 大字下市木 3826-1 | 瀬 古 敦 之 |
| 和歌山県田辺市中芳養 719-6 | 久 保 裕 紀 |
| 南牟婁郡御浜町大字志原 1166-1 | 山 本 博 昭 |
| " " " 1690-6 | 丸 山 俊 明 |
| 和歌山県田辺市上芳養 704-2 | 左 向 匠 |
| 南牟婁郡御浜町大字阿田和 6120-1 | 大 畑 覚 |
| " 紀宝町鶴殿 324 | 西 田 健 |
| 就任監事 | |
| 南牟婁郡御浜町大字阿田和 5212-1 | 東 光 洋 |
| " " " 4289-2 | 宇 井 正 人 |
| " 紀宝町鶴殿 2073-12 | 仲 雅 己 |

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、八王子土地改良区（四日市市八王子町 260 番地 1）の定款の変更を認可しました。

平成 31 年 4 月 12 日

三重県知事 鈴木 英 敬

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、東員町から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成 31 年 4 月 12 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
桑名都市計画下水道
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
